

仙台市交通局規程第十号

仙台市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市交通事業管理者 吉野博明

仙台市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程  
 仙台市交通局高速鉄道安全管理規程（平成十八年仙台市交通局規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(管理者の責務)</p> <p>第五条 [1～5 略]</p> <p>6 管理者は、事故、事故のおそれのある事態、<b>災害</b>その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模又は内容に応じ、対策本部の設置、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知徹底しなければならない。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 輸送の安全の確保に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その役割及び権限は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>六～九 [略]</b></p> <p>[3～5 略]</p> <p>(安全統括管理者の責務)</p> <p>第八条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 施設、車両及び運転取扱いの安全性<b>並びに</b>相互の部門間の<b>整合性</b>を確保するとともに、輸送の安全の確保を最優先し、高速鉄道事業の実施及び各部門を統括管理すること</p> <p>[二～五 略]</p> <p>(車両管理者の責務等)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(安全管理規程等の整備)</p> <p>第二十三条 管理者又は管理責任者は、輸送の安全を確保するた</p>	<p>(管理者の責務)</p> <p>第五条 [1～5 略]</p> <p>6 管理者は、事故、事故のおそれのある事態、<b>災害、サイバーセキュリティの侵害</b>その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模又は内容に応じ、対策本部の設置、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知徹底しなければならない。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 輸送の安全の確保に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その役割及び権限は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>六 サイバーセキュリティ責任者 安全統括管理者の指揮の下、別に定める輸送の安全に影響するシステム（第十三条の二第三項及び第三十七条において「対象システム」という。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を統括する。</u></p> <p><u>七～十 [略]</u></p> <p>[3～5 略]</p> <p>(安全統括管理者の責務)</p> <p>第八条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 施設、車両及び運転取扱いの安全性、相互の部門間の<b>整合性並びにサイバーセキュリティ</b>を確保するとともに、輸送の安全の確保を最優先し、高速鉄道事業の実施及び各部門を統括管理すること</p> <p>[二～五 略]</p> <p>(車両管理者の責務等)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p><u>(サイバーセキュリティ責任者の責務等)</u></p> <p><u>第十三条の二 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないようにサイバーセキュリティを確保する責務を有する。</u></p> <p><u>2 サイバーセキュリティ責任者は、鉄道技術部長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に必要な措置の検討に当たり、関係する課の職員等の状況、対象システムの状況その他の事項を総合的に勘案し、輸送の安全の確保の検証を行うものとする。</u></p> <p><u>4 サイバーセキュリティ責任者は、別に定めるところにより、職員等に対するサイバーセキュリティの確保に必要な教育及び訓練を適切に管理するものとする。</u></p> <p><u>5 第十条第四項の規定は、サイバーセキュリティ責任者について準用する。</u></p> <p>(安全管理規程等の整備)</p> <p>第二十三条 管理者又は管理責任者は、輸送の安全を確保するた</p>

め、この規程、実施基準管理規程及び実施基準のほか、施設及び車両の維持並びに運転に関して必要となる規程等を定めるものとする。

(規程等の保管等)

第二十四条 前条に規定する規程等、施設及び車両の構造、性能等に係る帳票類その他の必要な資料等は、関係する課に備え、適切に保管する。

2 [略]

(業務の委託の管理等)

第三十七条 管理責任者は、列車等の運転に直接関係する作業に関する業務並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業に関する業務を委託する場合は、委託業務の種類、範囲、管理体制(異常時における連絡通報体制を含む。)、教育及び訓練の体制その他必要な事項を定め、管理するものとする。

め、この規程、実施基準管理規程及び実施基準のほか、施設及び車両の維持、運転並びにサイバーセキュリティの確保に関して必要となる規程等を定めるものとする。

(規程等の保管等)

第二十四条 前条の規程等、施設及び車両の構造及び性能、サイバーセキュリティの確保等に係る帳票類その他の必要な資料等は、関係する課に備え、適切に保管する。

2 [略]

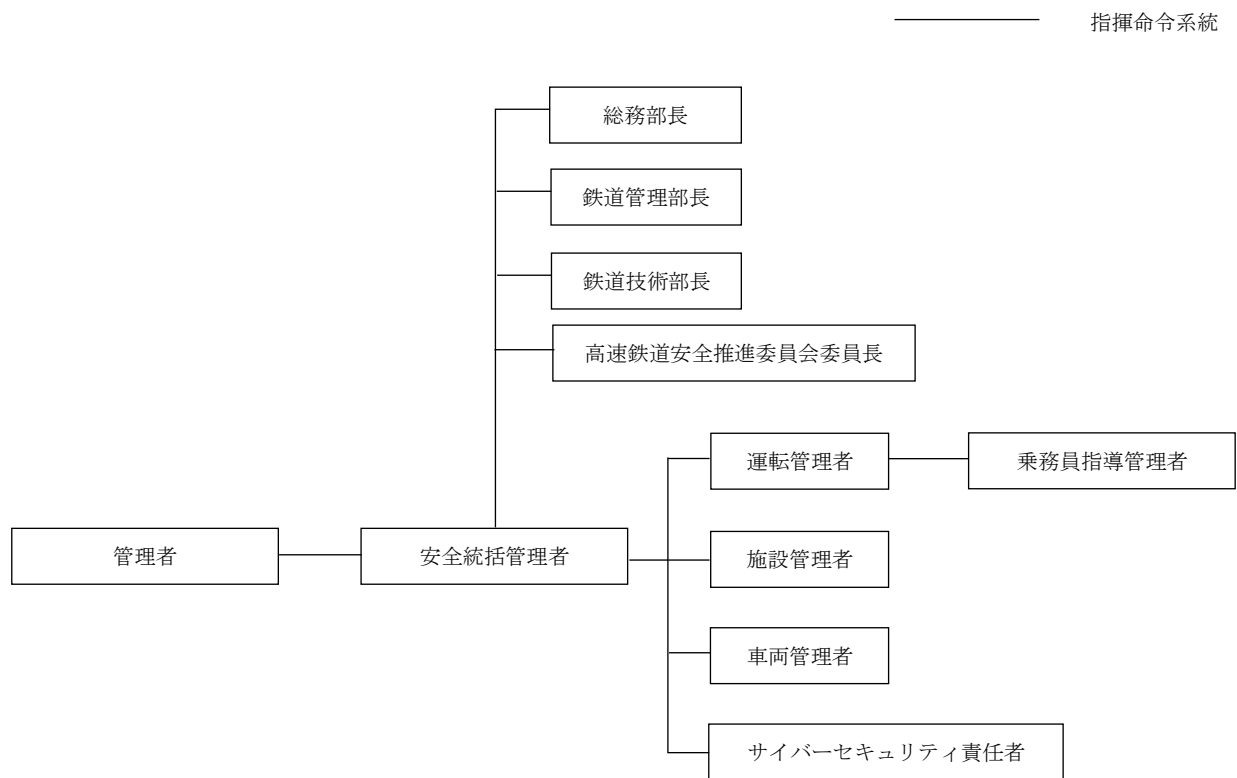
(業務の委託の管理等)

第三十七条 管理責任者は、列車等の運転に直接関係する作業に関する業務並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業に関する業務を委託する場合は、委託業務の種類、範囲、管理体制(異常時における連絡通報体制を含む。)、教育及び訓練の体制、対象システムに係るサイバーセキュリティの確保の体制その他必要な事項を定め、管理するものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条関係)

輸送の安全の確保に関する体制図



附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局鉄道管理部安全推進課)